

入札説明書

令和5年10月12日

香川県知事 池田 豊人

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、香川県会計規則（昭和39年規則第19号。以下「規則」という。）、物品購入等競争入札心得（以下「入札心得」という。）及び本件業務委託に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、香川県が発注する業務委託に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものです。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

「『人生100年時代のフロンティア県・香川』実現計画」冊子等作成業務

(2) 委託業務の内容

別添仕様書のとおりです。

(3) 委託業務の実施場所

受託者施設

(4) 委託期間

契約締結日から令和6年2月14日まで

(5) 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従ってください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

※ 単価の場合は、小数点以下第2位までの金額（小数点以下第3位以下の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 契約書作成の要否

(1) 要します。（契約書は、原則として香川県で準備します。）

(2) 落札した方は、契約担当者から契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内に契約書に押印し、提出してください。期間内に提出されない場合は、契約の権利を失うこととなりますのでご注意ください。

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

(1) 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

（※入札公告に記載のとおりです。）

4 契約の内容に関する質問の受付

(※入札公告に記載のとおりです。)

5 入札及び開札

(1) 入札及び開札を行う日時・場所

(※入札公告に記載のとおりです。)

(2) 電子入札運用基準に基づき入札、開札を行います。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

① 当該入札に参加される方は、下記(3)により減免をされた場合を除き、開札開始時間の前までに、契約をしようとする金額(入札者の見積もった契約金額)の100分の5以上の入札保証金を納付してください。(※消費税等を含んだ金額ですのでご注意ください。)

② 開札期日の前日までに納付される方

ア 現金で納付される方は、納付書をお渡ししますので入札執行機関に申し出てください。(納付書により県の指定金融機関で納付してください。)

イ 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付される方は、保管有価証券納付書(規則第71号様式)に必要な事項を記載し、有価証券等を入札執行機関の出納員に納付してください。(※規則第150条第1項第1号に掲げる国債等の有価証券の担保の価値は、その額面の100分の80に相当する金額となりますのでご注意ください。)

③ 開札当日に納付される方

ア 入札保証金等納付書(規則第66号様式)に必要な事項を記載して、現金又は保証金に代わる有価証券等を、開札開始時間の前までに入札執行機関の出納員に納付してください。

④ 入札保証金等を開札日の前日までに納付された方は、開札開始時間の前までに納付済通知書又は証券領収書を入札執行職員に提示してください。

⑤ 入札保証金等の還付

ア 開札当日に納付された方は、開札終了後直ちに還付します。

イ 開札前日までに納付された方は、開札終了後に現金の還付請求書(様式自由)又は保管有価証券還付請求書(規則第72号様式)を提出していただき、後日還付します。(還付日は、還付手続き終了後に改めてご連絡します。)

ウ 落札された方が納付した入札保証金は、契約締結後に還付します。

⑥ 代理人が保証金の納付、還付請求、還付を受けるときは、委任状を添えて手続きを行ってください。

⑦ 上記②のイ、③、⑤、⑥の手続きに必要な「保管有価証券納付書」等の様式は、ホームページに登載しておりますのでご活用ください。

(2) 契約保証金

① 落札された方は、下記(3)により減免をされた場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。

② 保証金に代わる担保として、規則第150条に掲げる有価証券等で納付することができます。

③ 契約保証金は、契約の履行を確認した後で還付します。

(3) 入札保証金、契約保証金の減免を受けたい方

入札保証金、契約保証金は、規則第152条に該当する場合は、減免することができますので減免を希望される方は、入札公告で指定した場所に指定した日時までに減免申請書を提出してください。

① 入札保証金については、次のア又はイの書類を提出し、審査の結果、適当と認められた方。

なお、審査において説明を求められた場合は、申請者の負担において完全な説明をしなければなりません。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

イ 入札公告に記載している「入札者の参加資格」を有する方で、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と過去において当該入札の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行された方

- ・ 契約実績のある場合には、減免申請書に契約書の写しを添付してください。
- ・ 契約実績については、同一の法人によるものであれば、他の支店等の実績でもかまいません。

（※減免申請書の様式は、ホームページに登載しておりますのでご活用ください。）

- ② 契約保証金については、①のイの書類審査の結果、適当と認められた方又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、適当と認められた方。

7 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす方

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない方。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格者名簿に登載されている者。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない方。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) その他入札公告の「入札者の参加資格」に掲げる事項の要件を満たす方。

8 入札者等に求められる事項

- (1) 入札に参加を希望される方は、前記7の(5)の要件を満たすことを証明する書類を令和5年10月26日午後3時までに、下記に提出（郵送の場合は、令和5年10月26日までに必着）してください。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行ってください。また、仕様書の中で提出を求められている場合はその指示に従ってください。

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県政策部政策課 政策企画グループ 担当者：小西

電話番号 087-832-3126

FAX 087-806-0234

- (2) 上記6の(3)により提出された書類の審査結果は文書で、8の(1)により提出された書類の審査結果は電子入札システムにより、令和5年10月31日までに通知します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

- (1) 上記7に掲げる「入札に参加する方に必要な資格」のない方が入札した場合。
- (2) 入札者が連合して入札したと認められる場合。
- (3) 入札に際し不正の行為があった場合。
- (4) 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をした場合。
- (5) 入札保証金の納付がない場合、又は不足する場合。（免除された事業者を除く。）
- (6) 前記(1)～(5)のほか、説明書等で指示した条件及び契約担当者があらかじめ指定した事項に違反した場合。

10 落札者の決定方法

(※入札公告に記載のとおりです。)

11 入札又は開札の取り消し又は延期による損害

(※入札公告に記載のとおりです。)

12 履行の確認・支払い

- (1) 契約の履行を完了したときは、その旨を届け出て検収(検査)を受けてください。
- (2) 香川県が行う検査に合格した後、請求書を提出していただき、指定の金融機関の口座に請求額を振り込みます。
なお、委託期間内に履行されなかった場合は、遅延損害金(契約金額に対して年3パーセント)を徴収しますのでご注意ください。

13 その他

- (1) 期限内に提出を求められている確認書類等を提出しなかった場合は、入札に参加できません。
- (2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合があります。